

4月1日
から

市役所の組織機構が変わります

▶問合せ 企画政策課

新機構図 (変更がある機構のみ)

3月31日まで		4月1日から	
総務部	市長政策室 (政策) 市長政策室 (秘書) 市政情報室 (広報広聴係 広報) 人事課 市民安全課	市長公室	企画政策課 (企画政策係) 秘書広報課 (秘書係・広報係) 人事課 (人事係) 危機管理課 (危機管理係)
総務部	市政情報室 (情報政策係) 市長政策室 (統括)	総務部	総務情報課 (総務統括係・情報システム係) 政策法務課 (法制係) 財政課 (財政係) 財産管理課 (財産管理係) 課税課 (徴収係・市民税係・固定資産税係) 納税課 (管理係・納税係・整理係) 契約検査室
財政部	管財用地課 課税課 納税課 契約検査室		
福祉部	子育て支援課	福祉部	子ども未来室 (子育て支援係・家庭支援係・保育係・放課後児童係)
生涯学習部	青少年課 (児童育成係)		
総務部	市長政策室 (秘書) 市政情報室 (広報広聴係 広聴) 市民安全課 人権文化室 ふれあい人権文化センター	市民協働部	市民協働課 (市民協働係・セーフティコミュニティ係・NPO・国際交流係) いきがい学習課 (生涯学習係・文化・スポーツ係) 少年自然の家 市民図書館 人権交流室 はーとビュー (人権交流センター)
生涯学習部	地域教育振興課 (社会教育係) 青少年課 (青少年係) 少年自然の家 青少年会館 市民図書館 市民スポーツ課		
都市整備部	公園緑地課 道路課	都市整備部	みち・みどり整備室 (維持管理係・道路整備係・公園整備係)
管理部	教育総務課 施設課	教育総務部	教育政策課 (教育政策係) 教育総務課 (総務係・施設係) 文化財課 (文化財係)
生涯学習部	地域教育振興課 (市史文化財係)		
学校教育部	教育推進課	学校教育部	教育推進課 教育研修センター 地域教育課 (地域教育係)
生涯学習部	地域教育振興課 青少年課 (青少年係)		



変更内容

財政部と総務部を統合し、新たに市長公室と総務部を設置します。
そして、市長の政策をよりスピーディーかつ的確に情報発信をしていくため、市長公室に秘書広報課を設置、企画政策課と連携し、トップダウンで迅速に対応する組織機構を設けるものです。

子ども未来室を設置し生涯学習部より留守家庭児童会室の事務を引き継ぎます。

より一層市民の皆さんがまちづくりに参画し、自主性、自立性を高め、行政と協働による取り組みを推進するために市民協働部を設置します。

みち・みどり整備室を設置し、公園緑地課と道路課を統合します。

幼稚園・小中学校の学校教育に対し施策を重点的に進めていくため、管理部・学校教育部・生涯学習部の3部制から教育総務部・学校教育部の2部制へ再編します。

また、生涯学習分野とスポーツ分野について、コミュニティの活動支援など、総合的なまちづくりの観点から市長部局に設置される市民協働部に編成します。

市民の皆さんに行政サービスを円滑に提供するため、市は、組織機構を一部見直しました。
※詳細は市ホームページをご覧ください。

主な機構改革の目的

①市長の政策課題の早期実現をよりスピーディーに取り組み、総合計画(実施計画)の諸施策を総合的に推進します。
また、重点事業の確実な実施に向けた効率的・効果的な行政運営

を推進するとともに、市政の積極的な情報発信を推進するため、市長公室を設置します。
②財政部を廃止し、総務部と統合します。
③地方分権改革が進む中、より一層市民の皆さん自らがまちづくりに参画し、市民の自主性、自立性を高め、

行政と協働による取り組みを推進するために市民協働部を設置します。
④幼稚園・小中学校の学校教育に対し施策を重点的に進めていくため、教育委員会を3部制から2部制に再編します。

はーとビュー オープン

(松原市人権交流センター)

4月より、ふれあい人権文化センター、青少年会館を統合し、男女共同参画センターの機能を追加した、「はーとビュー」松原市人権交流センターがオープンします。

施設の目的は

児童から元希者(高齢者)まで、幅広い年齢層の市民の交流拠点となることを目指しており、地域福祉の向上と人権啓発の推進のために、市民のさまざまな課題に関する相談事業と多様な生涯学習の機会を提供しています。

また、青少年育成と自立支援のために、居場所事業や体験型事業を実施します。そして、男女共同参画社会構築の推進を目指し、女性の悩みに関する相談業務や男女共同参画についての理解の促進をおこないます。

愛称が決定「はーとビュー」

松原市人権交流センターを、より市民の皆さんに親しんでいただくため、愛称を募集したところ、多数の愛称案が寄せられました。選定委員会で検討、選考をさせていただきました。

結果、天美東にお住まいの坂田敏通さんからいただきました「はーとビュー」に決定しました。

この愛称には心を開き、晴れ晴れとした景色が思い描けるという意味が込められています。

これからの広報活動などに活用させていただきます。たくさんのご応募ありがとうございました。



▼活動の様子

施設の構成

①ふれあい人権文化センターの機能について

すべての市民の人権が尊重される文化豊かなまちづくりを図るため、市民の福祉の向上並びに、「コミュニティ活動の促進や人権情報の発信基地」として、多くの人々が利用するふれあいの場を目指しています。

●相談事業 総合生活相談・人権相談・就労相談・進路相談・青年相談など

●講習・講座事業 生活と文化の向上および人権啓発・地域交流を目的として、広く市民を対象に各種講習・講座の開催

●人権啓発事業 さまざまな課題をテーマにしたパネル展、講演会、セミナーフェスタなどの開催

②青少年会館の機能について

青少年の自立促進、人権学習に関する青少年の健全育成に取り組みます。

●子ども広場 放課後や長期休業中に子どもたちが安全で安心して活動できる場の提供(集団遊びや工作など)
●水曜ふれあい広場・土曜わくわくクラブ・夏休み講座 自ら学ぶ意欲や継続・上達する楽しさを学び、主

主な変更点

エレベーターの設置

地上1階から3階まで車いすの人でも利用できる11人乗りのエレベーターが1基設置されました。

インターネット予約の開始

利用を希望される2カ月前から利用日の4日前までにインターネットを使って施設の予約ができるようになります。インターネット予約には団体登録



平成26年度 第1回 松原市元希者の集い

入場無料 全席指定

往復はがきでの申し込み(4月24日(木)必着)

生きがいづくりや社会参加および閉じこもり予防を目的に、第1回「松原市元希者の集い」を開催します。また、当日の混雑を避けるため、申し込み方法を往復はがき(郵政はがきのもの)による応募とし、申し込み締め切り後に抽選を行い、結果を返信します(入場決定者については座席番号を指定し、通知します)。

◆とき・ところ 5月29日(木) 松原市文化会館 3部実施
(1)午前9時30分～ (2)午後0時30分～ (3)午後3時30分～

◆対象 65歳以上で市内在住の介護保険制度に加入している(第1号被保険者)元希者の人

◆申込み 往復はがきに必要事項を記入(下記の往復はがきの書き方参照)の上、4月24日(木)必着で高齢介護課へ。

※1枚で2人まで入場申し込みできます。その際は、往復の文面に2人分記入してください(応募の重複は認められません)。

※往復の文面には必ず記入例の①～⑤をご記入してください。また車いすなどをご利用の方は⑥を追記してください。

※電話や窓口での申し込みはできません。

※抽選の結果は5月中旬までに返信はがきにて通知します。

■問合せ 高齢介護課

▼出演者



▲小川知子



▲桂小枝

▶往復はがきの書き方(記入例)

<p>〒580-8501</p> <p>松原市阿保1-1-1 松原市役所高齢介護課 「第1回元希者の集い」 申込み</p>	<p>《無記入》</p>
---	--------------

<p>郵便番号</p> <p>住所 松原市〇〇-〇〇</p> <p>氏名 松原 太郎 花子</p>	<p>①名前: 松原 太郎・花子 ②住所: 松原市〇〇-〇〇 ③生年月日: 昭和〇〇年〇月〇日 昭和△年△月△日 ④電話番号: 〇〇〇-〇〇〇〇 ⑤希望の部: 第1希望 (2) 第2希望 (3) ※車いすなどの人は ⑥車いすで入場</p>
---	---

主な施設の概要

- 1階 地域交流ホール、はーとルーム、図書室(児童書中心)、児童室、相談室、調理室
- 2階 ミニホール、展示室、キッチン、グループ、自習室
- 3階 学習室、多目的室、和室

この施設の改修には、宝くじの収益金が使われています。

センター(南新町2丁目141番地の1) ☎5705-5705 ☎5705-5710 Eメール@koryu@city.matsubara.osaka.jp

男女が互いに人権を尊重しつつ、共に輝く男女共同参画社会の実現を目指し、女性起業家応援セミナーや親学び応援事業などの各種講座、母親のためのピアサロン、女性相談などさまざまな取り組みを進めてきました。また、講座や相談時間中に一時保育を実施してきました。これらの取り組みを実施する拠点として「はーとビュー」内に男女共同参画センターを新たに設置します。※詳細については市ホームページをのぞいてください。

③男女共同参画センター

体的に活動できる場の提供

- ファミリー講座 親子で取り組む機会の提供(親子で野外活動、工作教室、工場見学など)。
- ヒューマンライアル・ユースセミナー 自ら取り組む活動の課題を明らかにし、その克服を目指して日々の活動に活かせる場の提供など
- 青年相談・巡回相談・being space 道草・自立支援セミナー 青年の自立に向けてのさまざまな相談と、必要に応じて臨床心理士によるカウンセリングや各種機関の紹介や、社会や学校、家庭の中で居場所がないと感じる青年のための居場所の提供など。

4月1日から始まります

胃ピロリ菌検査

胃ピロリ菌検査が新しく始まります。ピロリ菌は胃の粘膜に生息している細菌です。ピロリ菌に感染していてもほとんど自覚症状はありませんが、消化器のかいようなど胃の病気を引き起こすとともに、胃がんのリスクの1つといわれています。検査を受けてご自身の健康管理に役立てましょう。

- 対象 検査時満40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の人
- 受診回数 一人1回限り
- 費用 無料
- 検査内容 問診 血液検査
- 受診場所 実施医療機関（平成26年度保健事業案内参照）
※松原市国民健康保険の加入者は、特定健診と同時に受診することができます。
- 問合せ 地域保健課



小学生入院専用医療証の交付

市では小学生のお子さんが入院した場合に医療費の助成を行っていますが、医療機関窓口での負担軽減を図るため、4月1日診療分から入院専用の医療証を交付します。入院の際に医療機関窓口で医療証を提示していただくと、保険診療分については1000円までのご負担となります。

- 申請・交付について 小学生のお子さんが入院される際は、医療支援課まで医療証交付の申請をしてください。なお、大阪府外や医療機関窓口で医療証を提示せずに受診された場合は、以前のように退院後に領収書を医療支援課まで持参のうえ助成の申請をしていただくこととなります。
※障害者医療証・ひとり親家庭医療証をお持ちの小学生の人は、従来どおりお持ちの医療証で受診してください。
- 申請に必要なもの
・お子さんの健康保険証（被保険者証）
・印鑑（朱肉で押すもの）
※公簿などで所得の確認ができない人は所得証明書が必要になることがあります。
- 問合せ 医療支援課



4月1日から消費税改定により

水道料金・下水道使用料を変更

消費税率が8%になります

4月1日より消費税率が5%から8%に改定されます。これに伴い、水道料金（メーター使用料含む）および下水道使用料にも8%の消費税が適用されます。

なお、消費税率改定日（平成26年4月1日）前から継続して水道や下水道をご利用いただいている分については旧税率（5%）を適用する経過措置が設けられているため、平成26年4・5月検針分までの水道料金・下水道使用料は旧税率で料金計算されます。

市民の皆さんにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

上下水道部ではより一層の経営の効率化を進め、健全な上下水道事業を推進し、快適な生活環境づくりに引き続き努めていきます。

消費税の計算方法が「内税方式」から「外税方式」に変更

平成26年3月31日までは水道料金・下水道使用料を消費税を含んだ金額で計算していましたが、4月1日以降は税抜価格で計算した額（基本料金と従量料金の合計）に消費税相当額を加算します。

水道料金・下水道使用料の早見表を配布します

上下水道部では、今月の広報まっぼら4月号の配布と同時に、各ご家庭でお支払いしていただく料金がすぐわかる水道料金・下水道使用料早見表を配布しますので、参考にお使いください。

▼問合せ 上下水道総務課

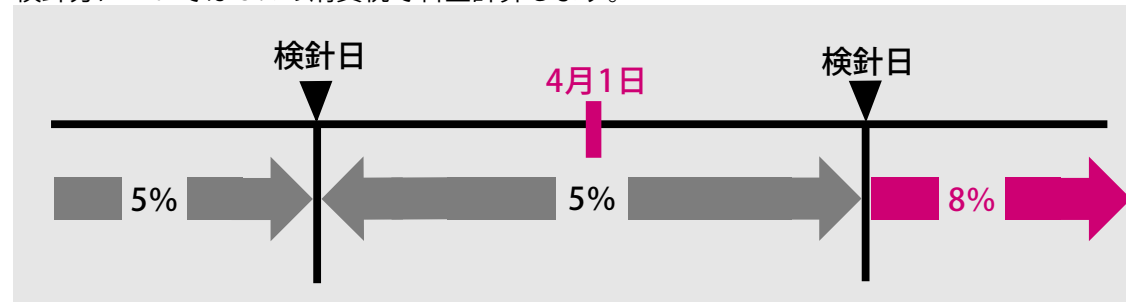
●水道料金・下水道使用料に適用される消費税率が5%→8%になった場合の料金の例（メーター口径が13mmの一般家庭で2カ月の使用水量が40m³の場合）

	旧税率 (5%)	新税率 (8%)	差 額
水道料金 ※(1)	5, 874円	6, 023円	149円
下水道使用料	5, 488円	5, 633円	145円

※(1)の上記水道料金はメーター使用料を含んでいます。

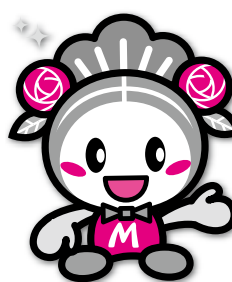
●5%の消費税率を適用する経過措置について

3月31日以前から継続して水道または下水道をご利用の皆さんは、4月1日を過ぎた最初の検針分については5%の消費税で料金計算します。



●ご注意！4月1日以降に使用を開始した場合は、新税率（8%）で計算します。

マッキーのイラスト入り商品の常設販売を開始



4月1日(火)より、河内松原駅前ゆめニティまっぼら3F「ゆめニティプラザ」で、市のマスコットキャラクター「マッキー」のグッズ販売を開始します。缶バッジ・ミニタオルやトートバッグなど、市内事業者が制作したかわいいグッズが勢揃い！マッキーグッズを身につけて、マッキーを有名にしてください！

また、マッキーのイラスト入り商品を製作し、PRしてみたいという事業者も引き続き募集しています。製作費用は自己負担です。

なお、マッキーのイラストの使用については、事前に承認を受ける必要があります。使用承認の詳細については、市ホームページをご覧ください。

■問合せ 産業振興課・ゆめニティプラザ（定休日 第2・第4水曜日・年末年始（12月29日～1月3日））☎334-2111

- ニュース松原
- 情報ひろば
- 人権労働
- 福祉
- 安全子育て
- 消費生活環境
- 健康
- 税
- 教育
- 相談保険年金
- 上下水道その他
- 子育て応援コーナー
- 各種相談
- 歴史ウォーク
- 催しほっくす
- 講座イベント
- スポーツ
- 図書館
- 地域交流
- みんなの広場
- イベントガイド
- HANNAN x PRESS MACKAY

大阪府の平成26・27年度の保険料率

保険料(年額) 限度額 57万円	=	被保険者均等割額 被保険者1人あたり 52,607円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 × 所得割率 10.41%
---------------------	---	----------------------------------	---	--

※被保険者の所得は、年金収入のみの人で、その年金収入が330万円未満の場合、「年金収入額-120万円(公的年金など控除額)-33万円(基礎控除額)」となります。なお、マイナスの場合は0円です(遺族年金などの非課税年金は上記の年金収入額には含まれません)。

平成26・27年度の保険料率については、大阪府後期高齢者医療広域連合において決定され、左記のとおりとなりました。

後期高齢者医療制度に関するお知らせ
保険料率について

4月1日から保険料率が変わります

今年度も保険料の軽減措置を継続します

◎世帯の所得水準に応じて保険料の被保険者均等割額(5万2607円)が軽減されます。

◎所得割額の賦課対象者のうち、所得割額算定にかかる被保険者の所得が58万円以下(年金収入のみの場合)、その収入が211万円以下)の人については、所得割額が5割軽減されます。

◎後期高齢者医療制度に加入する前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった人については、当分の間、所得割額は課されず、被保険者均等割額が9割軽減されます。

▼問合せ 大阪府後期高齢者医療広域連合 資格管理課
☎06・4790・2028

人間・脳ドックの受診費用を助成

後期高齢者医療制度

大阪府後期高齢者医療広域連合では、2万6000円を限度として人間ドック受診費用の一部を助成します。助成を受けるには一旦全額負担していただき、その後、医療支援課に申請していただくことで後日、支給が受けられます。

※脳ドックは対象外です。

▼対象 後期高齢者医療被保険者で人間ドックを受診された人 ※支給は年度内1回です。

▼申請に必要なもの

●受診された人間ドックの領収書および検査結果通知書

●後期高齢者医療被保険者証

●預金通帳(振り込み口座の確認のため)

●印鑑(朱肉で押すもの)

※人間ドックを受診された人は、申請までの間、領収書を大切に保管してください。

▼問合せ 大阪府後期高齢者医療広域連合給付課(☎06・4790・2031)、医療支援課

国民健康保険

国民健康保険では、人間ドックと脳ドックの受診費用の一部を助成します。受診前に申請が必要です。また、助成はそれぞれ一人につき年度内1回です。

人間ドック

阪南中央病院・松原徳洲会病院・明治橋病院・オノクリニク・みどり健康管理センター(吹田)・ベルクリニク(堺)・市立柏原病院(柏原)

▼助成額 2万5000円

脳ドック


阪南中央病院・松原徳洲会病院・明治橋病院・オノクリニク

▼助成額 1万円

▼対象 国民健康保険に加入し、原則加入期間が1年以上の人

●同年度内に受診していない人 ●おおね30歳以上の人

消防本部の**はしご車**が新しくなりました(40M級)



このはしご車は今年3月から導入され、従来のはしご車にはなかった機能が多数搭載されています。新機能の一つとして、はしご車の先端には隊員を含め**400kg(4人)まで乗ることが可能**となり、1度により多くの人命を助けることができるようになりました(旧車両は180kg2人まで)。他の**新機能**は以下のとおりです。

- 伸縮水路管(はしごに放水するための伸縮する水路管)
- カメラ機能(はしごの先端にカメラを装備)
- メモリコントロール機能(一度伸ばした動きを記憶)
- はしご自動収納機能(はしごを自動収納)
- 片張ジャッキ制御機能(狭い場所でも使用が可能)
- 制振制御装置(自動的に揺れを抑える)
- はしご音声ガイダンス機能(動きに合わせて音声案内)
- 先端放水銃(リモコン操作で放水が可能)

以上の最新機能を活用して、消防活動を実施することにより市民の皆さんの安心・安全を守っていきます。

▶問合せ 消防本部警防課



風しんワクチン接種の一部助成を行います

●対象者 平成26年4月1日時点で24歳以上(平成2年4月1日以前に生まれた人)で、
①妊娠を希望している女性
②妊娠している女性の配偶者
③妊娠を希望している女性の配偶者

●ワクチン助成回数 1回
●接種ワクチン 風しん単抗原ワクチン
●実施期間 平成26年4月1日(火)~平成27年3月31日(火)
●接種費用 自己負担2,000円
生活保護世帯 自己負担なし

●接種方法 ①の人は健康保険証 ②の人は母子手帳1ページの『保護者・出生届け済み証明書』の子の保護者欄のコピーと健康保険証を医療機関へ持参し実施(医療機関は要予約) ③の人は、事前に地域保健課で申請の手続きが必要です。※いずれの場合も生活保護世帯の人は生活保護受給証明書を医療機関に提出して下さい。

●接種場所 市内実施医療機関については、市ホームページをご覧ください。
▶問合せ 地域保健課


ご注意ください!
過去に ●風しんワクチンやMRワクチンを2回接種済の人
●風しんの罹患歴のある人
●現在妊娠中の女性 は対象になりません。

麻しん・風しん混合(MR)ワクチン
3期、4期末接種者への救済事業を行います

平成20年度から平成24年度に実施したMR3期(当時中学校1年生)・4期(当時高校3年生)の対象者で、接種の機会を逃した人への救済事業を行います。

対象者には、個別で案内通知を行いますので、同封の予約票に記入し、実施医療機関へ予約の上、接種してください。

問合せ 地域保健課



- ニュース松原
- 情報ひろば
- 人権労働
- 福祉
- 安全子育て
- 消費生活環境
- 健康
- 税
- 教育
- 相談保険年金
- 上下水道その他
- 子育て応援コーナー
- 各種相談
- 歴史ウォーク
- 催しほっくす
- 講座イベント
- スポーツ
- 図書館
- 地域交流
- みんなの広場
- イベントガイド
- HANNAN x PRESS MACKAY

PM2.5(微小粒子状物質)に関するお知らせ

●PM2.5高濃度予測時の注意喚起について

気象条件によっては、大阪でもPM2.5の濃度が高くなることもあり、11月から5月の間は特に注意が必要です。PM2.5が高濃度(日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超)になると予測された日には、大阪府より注意喚起が行われます。

大阪府の防災情報メールに登録すると、注意喚起が必要になった場合にメールが配信されます。ぜひご活用ください(登録方法下記参照)。

※PM2.5とは、大気中に浮遊する2.5 μm 以下の微粒子の総称です。髪の毛の太さの30分の1程度の大きさしかなく、肺の奥深くまで入り込みやすいため、健康への影響が懸念されています。

●注意喚起がされた場合の行動の目安

- 不要不急の外出を控える。
 - 屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。
 - 屋内でも換気や窓の開閉を必要最小限にとどめる。
- また、呼吸器系や循環器系に疾患のある人、小児、高齢者の人などは体調に応じて、より慎重に行動することが望まれます。

PM2.5に関する情報や測定データは、環境省や大阪府のホームページにも掲載されています(市ホームページからもリンクしています)。

◆問合せ 環境予防課

登録方法(おおさか防災ネット 防災情報メール)

<http://www.cds.osaka-bousai.net/pref/PreventInfoMail.html>

- ① 空メールを送信する。
・<touroku@osaka-bousai.net>に空メール(本文、件名に何も書かれていないメール)を送信してください。
- ② おおさか防災ネットからの返信メールから登録用URLにアクセスし、登録作業を行う。
(配信条件の選択画面では、『お知らせ(府と選択市町村)』を「希望する」に選択してください)。



都市計画審議会委員を公募

都市計画審議会委員の市民枠一人(男一人、女一人)を公募します。

- 資格 次のいずれにも該当する人
- ① 市内在住の20歳以上の人
- ② 本市の審議会などの委員になっていないこと
- ③ 国家公務員、地方公務員でない人
- ④ 現在または過去に本市の職員および議員でない人
- ⑤ 平口開催する審議会に出席可能な人
- ⑥ 都市計画および都市基盤整備に関心があること

- 5月中に選任し、任期は平成26年6月1日より2年間
- 申込み 申込書に必要事項を記入し、「都市計画について」をテーマに小論文を800字程度にまとめ、4月1日(火)から4月25日(金)までにまちづくり推進課へお申し込みください。
- 選考方法 申込書および小論文による書類選考。なお、提出された申込書および小論文は返却しません。
- 問合せ まちづくり推進課

まちづくり協議会が設立

阪神高速大和川線沿道における天美地区を、A~D地区に区分したうちの二つである天美C・D地区では、これまでに地権者の皆さんが集まってまちづくりに関する勉強会を重ねてきました。

そして、3月9日の設立総会において、規約の制定や役員を選出が承認され、まちづくり協議会が設立されました。

今後は、引き続き勉強会を開催し、良好なまちづくりの実現化方策についての検討を行っていきます。

◆問合せ まちづくり推進課



▲まちづくり協議会役員の皆さん



●セーフコミュニティ活動を支える団体を紹介③ 松原市歯科医師会

松原市歯科医師会は、市内の歯科医院や病院の歯科・口腔外科などで日常診療をしている歯科医師の集まりで、セーフコミュニティ活動の推進母体である協議会と外傷調査評価委員会に参加し、セーフコミュニティ活動の推進を支えています。

今月は、会長である塩井孝先生と、総務をご担当されている松谷善雄先生にお話を伺いました。

「SCマンスリーまつばら」は、世界基準の安心安全なまちづくりセーフコミュニティについて知っていただくための連載コーナーです。

▼問合せ 市民協働部市民協働課

▼塩井会長と松谷先生



「以前から歯科医療という側面からだけではなく、松原市歯科医師会としてセーフコミュニティに関わることはないか、何か地域に密着した取り組みはできないかと考えています。」

◆子ども110番運動とは

子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時、助けを求めてかけ込むことができるように、地域の協力家庭が『子ども110番の家』のステッカーや旗などを掲げることにより、子どもを狙った犯罪を抑止し、被害を最小限に止めようとする運動です。

◆この春より新一年生となる保護者の皆さんへ

市では家庭・事業所合わせて1354の登録があります(平成25年12月末現在)。平成25年度中にも登録家庭から不審者情報寄せられており、より多くの目で地域を見守ることが犯罪の未然防止につながります。

▼子ども110番への登録を示すステッカーなど



5つの約束をまもろう!

- 1 一人で遊びません
- 2 知らない人について行きません
- 3 つれて行かれそうになったら大声を出して助けをもとめ、「子ども110番の家」へにげこみます
- 4 だれとどこで遊ぶか、いつ帰るかを家の人に言ってから出かけます
- 5 お友だちがつれて行かれそうになったら、すぐに大人の人に知らせます

もう一度声を出してよんでみよう!



新入生の保護者の皆さんは、通学路にある『子ども110番の家』を確認し、いざというときに駆け込めるようお子さんに伝えてください。

なお、新しく登録を希望される人は、地域の小学校までお問い合わせください。

